

岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱

平成23年 3月31日決裁

平成27年 9月18日決裁

平成30年 3月16日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「岐阜市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書」(以下「合意書」という。)に基づき、岐阜市が発注する建設工事、建設関連業務、物品調達等(以下「建設工事等」という。)に係る契約から暴力団を排除し、その適正な履行を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、合意書に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設関連業務 建設工事に係る調査、測量又は設計業務をいう。
- (3) 物品調達等 次に掲げるものをいう。
 - ア 物品の製造の請負
 - イ 物件の買入れ又は借入れ
 - ウ 役務の提供又は業務の委託(前2号の業務に係るものを除く。)
 - エ 不用物の売払い
- (4) 有資格者等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格及び令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格を有する者並びに岐阜市が随意契約の相手方として選定する者をいう。

(排除措置の対象)

第3条 排除措置の対象となる個人又は法人等(以下「排除措置対象法人等」という。)は、合意書第4条に定めるところによる。

(情報提供)

第4条 市長は、建設工事等の契約を行うにあたって、その相手が暴力団関係者に該当するものであるか否かについて、警察署へ照会及び回答を依頼する等の事務手続については、合意書第6条に定めるところによる。

(入札参加資格停止措置)

第5条 市長は、合意書第6条第2項の規定による回答の内容が、有資格者等(岐阜市競争入札参加資格者名簿に登載された者及びこれらの者で構成される共同企業体に限る。以下この条及び第11条において同じ。)が排除措置対象法人等に該当するとして、排除を要請するものであったとき、又は合意書第6条第3項の規定による排除要請を受けたときは、別表各号に掲げる期間について、入札参加資格停止措置を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により共同企業体について入札参加資格停止措置を行う場合は、当該共同企業体の構成員(当該入札参加資格停止措置について明らかに責を負わないと認めら

れる者を除く。)について、当該共同企業体に係る入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。

- 3 市長は、前2項の規定による入札参加資格停止措置に係る有資格者等を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止措置の期間と同一期間の入札参加資格停止措置を行うものとする。
- 4 市長は、前3項の規定により入札参加資格停止措置を行ったときは、入札参加資格停止措置通知書(様式第1号)により当該有資格者等に通知するとともに、その者の商号又は名称、所在地、当該措置の期間及び理由を公表するものとする。
- 5 市長は、前項の通知及び公表をした旨を、合意書第6条第4項の規定により警察署長に通報するものとする。
- 6 市長は、入札参加資格停止措置を行わない場合において、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、有資格者等に対し注意を喚起するものとする。
- 7 入札参加資格停止措置に係る手続は、岐阜市競争入札参加資格停止等措置要領(昭和62年3月27日決裁)に定めるところによる。

(一般競争入札からの排除)

第6条 市長は、建設工事等の一般競争入札を行うにあたり、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合は、当該有資格者等の入札参加を認めないものとする。

- 2 市長は、落札候補者及び落札者(以下「落札者等」という。)並びに落札者等である共同企業体の構成員が、入札後契約の締結までの間に前条第1項から第3項までに掲げる入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者等と入札後落札決定までの間においては当該入札を無効とし、落札決定後契約締結までの間においては当該落札決定を取り消し、仮契約を締結した場合は当該仮契約締結を解除し、契約を締結しないものとする。

(指名競争入札からの排除)

第7条 市長は、建設工事等の指名競争入札を行うにあたり、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合は、当該有資格者等を指名しないものとし、現に指名をしているときは、指名を取り消すものとする。

- 2 市長は、落札者等及び落札者等である共同企業体の構成員が、入札後契約の締結までの間に第5条第1項から第3項までに掲げる入札参加資格停止措置を受けたときは、当該落札者等と契約を締結しないものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 市長は、建設工事等の随意契約を行うにあたり、有資格者等が排除措置対象法人等に該当する場合は、当該有資格者等を随意契約の相手方としないものとする。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の承認は、岐阜市建設工事等業者選定委員会要綱(昭和57年5月1日決裁)に規定する岐阜市建設工事等業者選定委員会の議を経て行うものとする。

(下請負人等の禁止)

第9条 市長は、建設工事等の契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業体の構成員が、排除措置対象法人等を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人

及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。)又は委託者(再委託以降すべての委託者を含む。以下「下請人等」という。)とすることを認めないものとする。

(契約解除)

第10条 市長は、建設工事等の契約の相手方である有資格者等及び有資格者等である共同企業の構成員が、排除措置対象法人等に該当する場合又は排除措置対象法人等を下請人等としていた場合は、当該契約を解除するものとする。ただし、やむを得ない事由があり、市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の場合において契約を解除したときは、合意書第6条第4項の規定により、その旨を警察署長に通報するものとする。

(入札参加資格停止措置の解除等)

第11条 市長は、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等から、当該措置の理由となった事実について改善したとして入札参加資格停止措置解除申出書(様式第2号)による入札参加資格停止措置の解除の申し出があった場合は、合意書第6条第1項の規定により警察署長に対し、当該有資格者等について改善の状況を照会するものとする。

2 警察署長は、前項の照会を受けたときは、市長に対し、合意書第6条第2項の規定により回答するものとする。

3 市長は、前項の規定による回答により、入札参加資格停止措置を受けた有資格者等につき、当該措置の理由となった事実について改善したと認められるときは、当該措置期間が満了する日をもって、当該措置を解除するものとする。ただし、当該措置期間を経過した後も当該措置の理由となった事実について、改善したと認められないときは、その改善が認められるまでの間、当該措置を継続するものとする。

4 入札参加資格停止措置の解除については、岐阜市建設工事等業者選定委員会の議を経て行うものとする。

5 市長は、第3項の規定による入札参加資格停止措置の解除又は継続を行ったときは、遅滞なく、入札参加資格停止措置解除(継続)通知書(様式第3号)により当該措置を受けた有資格者等に通知するとともに、入札参加資格停止措置の解除を行ったときは、その者の商号又は名称、所在地及び当該措置を解除した理由を公表するものとする。

6 市長は、前項の通知をした旨を、合意書第6条第4項の規定により警察署長に通報するものとする。

(不当介入への対応)

第12条 有資格者等は、市が発注した建設工事等の契約の履行に当たって、暴力団関係者から、事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害(以下「不当介入」という。)を受けたときは、当該不当介入を管轄する警察署長に通報するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、不当介入を受けた有資格者等が、前項の規定による市長への報告を行った場合において、不当介入を受けたことにより、当該契約につき履行遅滞等が生じるおそれがあると認められるときは、有資格者等の請求により、必要に応じて、履行期間の延長等必要な措置を講じるものとする。

(報告義務違反)

第13条 市長は、有資格者等が前条第1項の規定による市長への報告を怠ったと認められるときは、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）に基づく措置を行う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定は、平成27年10月1日以降に入札の執行に係る公告若しくは通知をし、又は見積書の提出を依頼する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

暴力団排除に関する措置基準

排除措置要件	資格停止期間
1 有資格者等である法人等が暴力団であるとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から1年を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
3 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
4 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
6 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
7 有資格者等である個人又は法人等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用しているとき。	当該認定をした日から9月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

様

岐阜市長

入札参加資格停止措置通知書

このたび貴社（あなた）を、岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第5条第1項の規定に基づき、入札参加資格停止措置の対象としましたので通知します。

なお、入札参加資格停止措置の内容等については下記のとおりです。

記

1 入札参加資格停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

ただし、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該措置を継続します。

2 入札参加資格停止措置の理由

3 入札参加資格停止措置の内容

(1) 競争入札への参加

岐阜市が実施する契約の競争入札に参加することができません。

(2) 契約の締結

貴社との契約は締結しません。

4 その他

上記2の入札参加資格停止措置の理由となった事実が改善された場合は、「入札参加資格停止措置解除申出書」（様式第2号）により、岐阜市長に対して、入札参加資格停止措置の解除を申し出ることができます。（改善が認められたときは、上記1の入札参加資格停止措置期間満了後に当該措置を解除します。）

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

岐阜市長 様

(所在地)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)



入札参加資格停止措置解除申出書

当法人（私）は、 年 月 日付け 第 号の入札参加資格停止措置通知書による入札参加資格停止措置を受けましたが、当該措置の理由となった事実について、改善しましたので、当該措置の解除をお願いします。

連絡先：

担当者：

様式第3号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

岐阜市長 氏 名

入札参加資格停止措置解除（継続）通知書

年 月 日付け入札参加資格停止措置の解除の申出については、当該措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって当該措置を解除します。

（又は、年 月 日付け入札参加資格停止措置の解除の申出については、当該措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、当該措置を継続します。）